

様式第2号（第5条関係）

平成30年3月14日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦 様

栗山町議会議員 鵜川和彦



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成30年2月1日 ～ 平成30年2月1日まで
- 2 旅 行 先 東京都
- 3 目 的 地方議会総合研究所研修受講
「公共施設等の再編と議会の関わり方」
「公共施設のあり方と地方議会の役割」
- 4 関係書類 別紙のとおり



¥25,000

日 時	平成 30 年 2 月 1 日 10:00～12:30
視 察 先	アットビジネスセンター池袋駅前別館
調 査 事 項	公共施設等の再編と議会の関わり方
対 応 者	(株) 地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬和彦
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策 提言、課題な ど)	私は、常々公共施設等総合管理計画を地方自治法 96 条 2 項の追加議決事件に追加するべきと考えていた。 今、入れているのは、秩父市と知立市です。 ここで、公共施設等とは、確認するが公共土木施設といわゆるハコモノ（庁舎・学校施設・社会教育施設・図書館・福祉施設・文化施設・公営住宅・観光施設など）である。 国のスタンスとしては様々な地方財政措置を通して自治体の公共施設の再編、統廃合を促し、それによって地域再編を推し進めようとしたい。 各地域の経済活性化を講じようとする目的、東京をグローバル経済都市として再編するために経済生産性の効率性の高いエリアと一層純化していこうという目的がある。 地方創生における地域の選択と集中、財政削減の選択と集中である。 今回の研修、まず、インフラ長寿命化計画の体系、そして公共施設等総合管理計画規定事項、公共施設等総合管理計画策定等に当たっての地方財政措置、地方創生関係交付金をしっかり確認したい。 栗山町議会も一年かけて地方自治法第 96 条第 2 項に入れるかどうか議会改革推進会議で、検討することを決めた。 総合計画との整合性を含め議会として、住民合意形成にどうかかわるか重要だと思う。 ちなみに、栗山町基本条例の定めている地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、基本構想及び基本計画・都市マスタープラン・住生活基本計画・高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画・子ども・子育て支援事業計画である。 道南の福島町では、総合計画・過疎地域自立促進市町村計画・まちづくり行財政推進プラン・都市計画・地域防災計画・マリンビジョン・農業振興地域整備計画・森林整備計画・地域福祉計画・住宅マスタープラン・高齢者保険計画・介護保険事業計画・次世代育成支援行動計画など大変多い。 岩手県の紫波町のは、良いと思う。 ①基本計画の策定、変更 ②一期 5 年以上とする重要な計画の策定、変更 ③公害防止に関する協定締結 ④友好都市、姉妹都市盟約の締結 ⑤憲章・宣言の制定である。いづれにしても良い例を参考に改正したい。

日 時	平成 30 年 2 月 1 日 14:00～17:00
視 察 先	アットビジネスセンター池袋駅前別館
調 査 事 項	公共施設のあり方と地方議会の役割
対 応 者	講師 神奈川大学法学部教授 幸田 雅治
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策 提言、課題な ど)	公共経営特に地方行政における公共経営の変化として、地方分権改革の進展があげられる。 平成 12 年の地方分権一括法、平成 19 年の地方分権改革推進法と平成 23 年以降の義務付け・格付けの見直し等に係る一括法により地方自治体の権限拡大が進展してきた。 自治体は、住民の多様なニーズを受け止め、住民サービスの向上を図っていくことが求められている。 住民ニーズに沿った課題解決を促進するため、公共性の確保を図るとともに当該課題に係る専門性を向上させ、住民の期待に応えていかなければならない。 公共を担う行政への効率性の要求の高まりとともに行政の能力の限界から公共サービスの提供における民間や NPO などの役割も大きくなりつつある。 「企業的経営手法の導入」「官から民へ」と言われてきたが、「公共の果たす役割は何か」、「公共の理念（公益的価値）は何かを考えて行政を行うことは最も大事なことはないか。 つまり、地方行政が質の高い公共経営を行っていくための基本的な理念や取組みを明らかにすることの必要性及び重要性は、高まっておりあるべき社会システムの構築に何が必要なのかということについての認識を深める必要がある。 これまで公共経営に関して言われてきたことは、NPM 理論、民間企業の経営手法の政府への導入、顧客志向型行政。 官から民へ、規制緩和、民間ができることは、政府から民間へ。補完性の原則。民間ができることはそれらに委ね、地方公共団体は、その補完にてっすることである。 先生が、言っていることで、勉強したいことは、指定管理者基本条例である。 まだ、どこも導入していないそうである。 それと、図書館への CCC（カルチャ・コンビニエンス・クラブ）の参入させることである。CCC は、指定管理者として公金から収入を得るにふさわしい業務レベルとはとても言えないと手厳しい。